

施策マネジメントシート

基本施策名	014 すべての子どもが自分らしく生きられる子育て支援	施策統括課	施策推進担当	氏名	清水 周
政策名	21 子育て・教育	主な関係課	児童青少年課・子育て支援課・しょうがいしゃ支援課・オンブズマン事務局		

1 施策の目的と指標

① 対象（誰、何を対象にしているのか）＊人や自然資源等
児童福祉法に基づく0歳から18歳までの子ども
子ども・若者育成支援推進法により、一部の若年者支援については、20歳代も含む。

② 施策の目的

子どもが本来持っている権利を守り、常に「子どもの最善の利益」の実現のため、また、自立した人間として必要な社会性や判断力、豊かな感性を身につけ成長を遂げられるよう、家庭や学校、その他関係機関及び地域との連携を図りながら、「ここで生まれ、ここで子ども時代を過ごすことができて良かった」と思えるまちを目指します。

③ 対象指標（対象の大きさを表す指標）数字は記入しない

名称	単位
ア 子どもを持つ世帯数	世帯
イ 0歳から18歳の子どもの数	人
ウ	
エ	

④ 成果指標（意図の達成度の指標）数字は記入しない

名称（展開方向ごとに記載）	単位
1 ア 幼児教育推進事業への参加者数	人
イ	
2 ア 子どもが市政やまちづくりなどの事業等に主体的意識をもって準備段階等から参加した子どもの数	人
イ 子ども自身からの相談の受付件数	件
3 ア 自己肯定感のある児童・生徒の割合	%
イ	
4 ア 児童館や学童保育所、放課後子ども教室などに参加し、友達と学びや体験ができて楽しいと思う児童の割合	%
イ	

2 第2次基本計画期間（令和2～令和9年度）内における取組内容

施策の展開方向	目的	手段（具体的な取組内容）
1 幼児期からの教育の推進	これからの未来を支えることもたちのために、成長段階に応じた質の高い教育・保育環境を整えます。	●幼児教育推進プロジェクトを継続・発展させ、子どもが将来に向かって生き抜く力を身につけるための基礎となる「非認知スキル」を育てる環境づくりを推進。 ●市内幼稚園、保育園、認定こども園や社会福祉法人くにたち子どもの夢・未来事業団との連携を強化。 ●幼児教育推進プロジェクトを土台として、矢川複合公共施設内において幼児教育センター事業を実施し、市全体の幼児教育水準の向上を図り、まちぐるみ・地域ぐるみで子どもたちを育てる環境づくりの推進を図る。 ●新たなステージへ進む子どもたちの円滑な就学に向けた幼保小連携の課題に取り組む。
2 ありのままの自分でいられる場所づくり	相談・支援体制の強化や課題を抱える若者支援を推進することで、子どもや若者が自分らしく意見や気持ちを表現できる環境づくりや、いじめや虐待といった様々な人権侵害から子どもを守ります。	●子どもの権利を尊重するため、子どもの権利を守る仕組みづくりを推進するとともに、子どもの権利を具体化する子ども参画の仕組みづくりを推進。 ●子どもへの虐待防止対策の強化を図る。 ●子ども自身からの相談を受ける体制の充実を図る。 ●子どもの人権オンブズマンの周知・啓発に努め、子ども自身から相談しやすい環境を作る。 ●ひきこもりなど、課題を抱える子どもや若者への社会的自立に向けた支援を行う。
3 すべての子どもが分け隔てなく過ごせる環境づくり	全ての子どもがその生まれた環境に左右されことなく成長できるまちを目指します。また、成長・発達に配慮が必要な子どもと家庭に対し、早期からの支援により安心して子育てと子どもの成長を見守ることのできる環境の整備を図ります。	●ひとり親家庭への自立支援施策の充実を図るとともに、子ども本人の生き抜く力を高める支援を行うことにより子どもの貧困対策を進める。 ●発達に気になる入用jにの保護者へ「早期の気づき」に向けた取組を進める。 ●発達に気になる子どもについて、相談体制の充実を図るとともに、児童発達支援センターや市内の児童発達支援事業者などの関係機関や、就学相談事業や教育相談事業との連携の強化に努め、成長・発達に応じた切れ目のない支援の充実を図る。 ●子ども家庭部や教育委員会、健康福祉部など、複数の部署が関わる外国籍の子どもと家庭への相談体制については、「くにたち子育てサポート窓口」が関連部署を繋ぎながら、取り組みを進める。
4 子どもたちが主体的に学び成長できる場所づくり	子どもが様々な体験活動や異年齢との交流等により、豊かな心を育み、地域における子どもの居場所を拡大するとともに「子育て」を地域で支える仕組みづくりを推進する。	●児童館機能を見直し、子育て家庭や様々な子どもが安心して成長できる居場所づくりを推進。 ●放課後子ども総合プランを推進し、放課後の子どもたちの成長等を促すために、子どもたちが有意義に過ごせる環境の整備。 ●国内・海外等への派遣を通じて、青少年育成や世界を舞台に活躍するグローバルな人材の育成を推進。 ●居場所づくりを行う団体育成を推進。 ●青少年地区育成会活動を推進。

3 総事業費・指標等の実績推移と目標値、実績状況把握

			単位	数値区分	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R9年度		
対象指標	ア	世帯	見込み値 実績値		7,440 7,440	7,396 7,396	7,329 7,329	8,091 8,091	8,013 8,013	7,947 7,947				目標達成度	
	イ	人	見込み値 実績値		11,621 11,621	11,556 11,556	11,530 11,530	11,407 11,407	11,321 11,321	11,184 11,184				達成・ 未達成	前年度 比較
	ウ		見込み値 実績値												
	エ		見込み値 実績値												
成果指標	展開 方向1	ア 人	成り行き値											未達成	向上
			目標値	-	-	300	300	300	400	500	600				
			実績値	-	-	349	170	198							
			基本計画における 指標の説明又は出典元		幼児教育推進事業への参加者数										
	イ	成り行き値													
		目標値													
		実績値													
		基本計画における 指標の説明又は出典元													
	展開 方向2	ア 人	成り行き値									250		未達成	低下
			目標値												
			実績値			197		0							
			基本計画における 指標の説明又は出典元		市政やまちづくりなどの事業等に主体的意識を持って準備段階等から参加した子どもの数										
	イ 件	成り行き値												達成	低下
		目標値		10	15	20				218					
		実績値	5	128	171	167	139								
		基本計画における 指標の説明又は出典元		子ども家庭支援センター及び教育相談室、また児童館・学童、子どもオンブズマンにあった、子ども自身からの相談の件数											
	展開 方向3	ア %	成り行き値										87.0/74.5		
			目標値												
			実績値			85.8/73.6	86.5/71.8								
			基本計画における 指標の説明又は出典元		自己肯定感のある児童・生徒の割合										
イ	成り行き値														
	目標値														
	実績値														
	基本計画における 指標の説明又は出典元														
展開 方向4	ア %	成り行き値											達成	維持	
		目標値		90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上				
		実績値		95.3	93.7	95.0	92.7								
		基本計画における 指標の説明又は出典元		児童館や学童保育所、放課後子ども教室などに参加し友だちと学びや体験ができて楽しいと思う児童の割合											
イ	成り行き値														
	目標値														
	実績値														
	基本計画における 指標の説明又は出典元														
施策コスト	事務事業数			本数	20	17	14	14							
	事業費内訳	国庫支出金	千円	25,298	32,148	44,369	45,369								
		都道府県支出金	千円	40,915	105,603	56,412	47,653								
		地方債	千円			0									
		その他	千円	31,664	32,503	0									
		一般財源	千円	28,855	-100,016	76,326	80,632								
	人件費	事業費計 (A)	千円	126,732	70,238	177,107	173,654	0	0	0	0	0			
		延べ業務時間	時間	92,527	92,341	99,400	107,535								
		人件費計 (B)	千円	233,692	233,750	245,735	259,612								
		トータルコスト(A)+(B)	千円	360,424	303,988	422,842	433,266	0	0	0	0	0			

4 施策の成果指標実績値に対する評価

- (1) 施策全体の成果実績目標達成度 A (高度に達成) ～E (ほぼ未達成)
C:一部の成果指標について目標を達成した
- (2) 時系列比較 (過去3ヶ年の比較) A (かなり向上) ～E (かなり低下)
D:成果がどちらかと言えば低下した
- (3) 上記 (1) (2) の理由・背景として考えられること (数値で表せない定性的評価もあれば記載する)
・子ども権利オンブズマンにおいて、相談件数は微減となったが、子どもが相談しやすい環境を整えたことにより、子ども本人からの相談は前年度以上の17人に増加した。
・新たなコロナウイルス感染症の拡大により、児童館では2か月程度休館した上に、事業については全体的に休止及び縮小とした。放課後子ども教室についても、密になりやすい室内実施を取りやめるなどした。

5 施策の現状 ※必要に応じて展開方向ごとに記載

(1) 施策を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか？

●展開方向1

・平成30年4月1日に施行された新たな「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」において、3歳児以上の教育に関する規定が概ね共通化され、保育園も幼稚園や幼保連携型認定こども園のように幼児教育施設として位置付けられた。また、幼児教育から就学後のつながりも明確化され、「保育所保育指針」においては、0歳からの幼児教育の重要性が記載された。

●展開方向2

・平成29年4月の児童福祉法改正により、児童福祉の「対象」として位置づけられていた「子ども」が、児童福祉の「権利主体」に転換され、児童福祉法の理念が明確化された。
 ・平成26年1月に子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行され、国が子どもの貧困対策に関する大綱を策定した。
 ・ひきこもり課題は、若年者(青年期・ポスト青年期)の課題と目され、東京都においては治安対策本部が所管していたが、拡大する8050問題等から、平成31年に内閣府が40代以上の年齢を対象とした調査を実施して以降、ひきこもり支援は全年齢対象へと拡大し、東京都においては福祉保健局の所管となった。
 ・令和元年6月に児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律が改正され、児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護(しつけによる体罰禁止)、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化、保護者の支援など、所要の措置を講ずることが盛り込まれた。

●展開方向3

・平成24年4月に児童福祉法が改正され、障害種別で分かれていた施設体系が通所・入所別により一元化され、障害児通所施設の実施主体は市町村に移行され、児童発達支援や放課後等デイサービスなどが位置付けられた。それ以後、児童発達支援・放課後デイサービスの事業所数は全国的にも増加傾向にある。
 ・平成26年の「母子及び父子並びに寡婦福祉法」及び「児童扶養手当法」の改正により、支援体制の充実、就業支援施策及び子育て・生活支援施策の強化、施策の周知強化、父子家庭への支援の拡大、児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直しが実施され、ひとり親支援施策が拡充されている。

●展開方向4

平成26年度の児童福祉法改正に伴い、学童保育所の対象年齢が拡大された。

(2) この施策に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？

・議会より、幼児教育について、そこで培ってきたものを学校教育にスムーズにつなげていく仕組みを作っていくべきでないかとの意見がある。
 ・議員より、子どもの人権に関する条例の制定について検討を求める声がある。
 ・議員より子どもの声を聞きとる手段・手法等を検討すべきとの意見がある。
 ・市民より子どもの居場所の充実(学童保育所の保育時間の拡大、放課後子ども教室の日数増 等)を求める声がある。
 ・財政改革審議会より、児童館・学童保育所の民営化について意見があるが、市民からは市直営を維持すべきとの要望がある。
 ・事業対象者(市内幼稚園・保育園・学童保育所)から、児童発達支援について巡回相談の拡充を求める意見がある。
 ・議会から、発達支援事業所との連携強化や子どもや保護者の意見を尊重し子どもの就学にかかる支援の充実など、教育と福祉の連携を求める意見がある。

(3) この施策に関して他自治体の取組状況と比較して国立市の取組状況はどうか？

・幼児教育の推進は、他市ではあまり取り組まれていない取り組みであり、先進的な取り組みとなっている。東京都議会での一般質問でも取り上げられており、東京都からも注目されている取り組みである。
 ・令和3年3月現在、市内に児童発達支援事業所4か所、放課後デイサービス事業所が12か所あり、令和2年10月には児童発達支援センターが新たに開所されている。民間事業所の充足に伴い、市の通所事業については終了とし、民間事業所をはじめ、教育機関との連携体制の構築や、出生から就学期に渡るまでの切れ目ない支援のために臨床心理士や地区担当保健師による個別の相談支援体制の展開にシフトしている。

(4) 施策の具体的な取組状況

2年度の取組状況	3年度の取組予定
●展開方向1 ・(福)子どもの夢・未来事業団において、子育て広場「ここすき」を継続して運営し、未就園の1歳児を対象とした非認知能力に着目した取り組みを行い、市として補助金を支出した。 ・幼保小連携に関し、東京都の研究協力地区の指定を受け、子ども家庭部、教育委員会、事業団で構成する幼保小連携推進委員会を立ち上げ、幼保小の接続の在り方について議論するとともに、市内小学校、幼稚園、保育園等の職員向けに幼保小連携に関する講演会を開催した。	●展開方向1 ・子育て広場「ここすき」を継続して運営。 ・幼保小連携に関し、東京都の研究協力地区の指定を継続して受け、幼保小連携推進委員会を継続して開催する。具体的な交流として、幼保の職員が小学校1年生の授業を参観し、1年生のスタートカリキュラムについて意見交換を行うとともに、研修会や講演会を開催予定。 ・令和5年度に開設予定の(仮称)矢川プラス内で事業を展開予定の幼児教育センターについて、事業団とも連携の上で具体的な事業内容について検討を行う。

●展開方向2 ・子どもの人権オンブズマンでは、学校の休校等により制度周知の機会が減少するなかで、機関誌の発行、制度周知度アンケート調査、都立高校への周知・啓発を実施したほか、新たな相談フォーマットを導入し相談しやすい環境を整備した。 ・(仮称)子ども基本条例の令和4年度中の策定に向けて、青少年サミットを実施した。 ・子どもの権利に関して、調査研究を実施 ・39歳までの若年者(青年期・ポスト青年期)の課題と目されてきたひきこもり課題は、拡大する8050問題等により全年齢対象へと拡大されたため、国立市においても、ひきこもり支援は健康福祉部が、不登校支援については子ども家庭部が教育委員会と連携して対応することとして機能分化した。 ・子ども家庭部、健康福祉部、教育委員会の職員等を対象とした、不登校に関する福祉的支援のためのスーパーバイズ研修を実施。 ・男性に比べて顕在化しにくいと言われる女性のひきこもり課題について、清瀬市との広域連携で専門機関であるひきこもりUX会議の協力を得て「ひきこもり女子会」等を実施した。 ●展開方向3 ・令和2年12月より子育て世代地域包括支援センター事業を実施。 ・児童発達支援センターの開設に伴う連携方法の検討 ・市の通所事業の終了に伴い、就学に向けた相談支援体制のありかたを検討 ●展開方向4 ・新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、令和2年3月2日から5月31日まで小学校は臨時休業となったが、その間、学童保育所については、感染症対策を講じながら、1日保育を実施した。 ・緊急事態宣言中は児童館を閉館としたが、公園等を見回り子どもたちを見守るとともに、自宅で遊べる工作キット等を新規に作成し配布したり、自宅遊びに繋がる動画を作成しYoutubeにおけるくたちチャンネルで配信を行った。 ・児童館における中高生の居場所事業の充実と方向性について精査することを目的に、中学生ローカルセッション事業を実施。中高生による実行委員会を立ち上げ、動画作成やゲーム大会の実施を試みた。 ・(仮称)矢川プラス内の児童館施設について、具体的な設備等について検証した。 ・学童保育所とほうかごキッズの一体的運用と整備を推進。 ・夏季休業期間中の学童保育所の昼食の提供方法について調査・研究を行う。 ・平成27年度より実施している海外派遣事業について、5か年が経過したことから、事業振り返りとして派遣者へのアンケートを実施した。 ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける子どもたちが、安心して集い食事ができる、子ども食堂を推進することを目的に「子どもの食応援事業」として子ども食堂に補助金を交付し、市内の食堂をマップ化して周知した。 ・子どもの居場所の充実のために、子どもの居場所事業補助金を交付した。また、居場所事業を実施する団体による中間報告会と、子ども食堂団体の交流会を実施した。 ・新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により夏休み中の旅行等体験を制限された児童のために、公共施設を巡るスタンプラリー事業を実施した。 ・青少年地区委員会活動へ助成を行った。	●展開方向2 ・子どもの人権オンブズマンでは、公立小・中学校への周知が進んできたため、私立学校や子ども関連の事業者に向けたオンブズマン制度の周知・啓発を行う。 ・(仮称)子ども基本条例の策定に向け、子どもを対象にアンケート調査やヒアリング調査を実施。また、子どもの権利に関する調査研究を実施。 ・不登校状態にある児童・生徒のための福祉的支援として、当事者やその家族への訪問支援と共に、職員のスキルアップ研修を実施。 ●展開方向3 ・(仮称)国立市子ども宅食事業を計画し実施。 ●展開方向4 ・(仮称)矢川プラスの令和5年開業に向け、運営に関する指定管理者等選定検討部会の設置及び管理運営方針等について検討する。 ・中学生ローカルセッション事業として中学生実行委員会に因るイベントを企画して実施する。 ・学童保育所とほうかごキッズの一体的運用と整備を推進。 ・学童保育所の夏季休業中の昼食提供について試行実施する。 ・子ども長崎海派遣平和事業の実施。 ・海外派遣事業について事業振り返りを実施。 ・子どもの放課後の居場所を充実させるための子どもの居場所事業補助金交付を実施。 ・子どもの食を応援する子ども食堂への補助を実施。 ・青少年地区委員会活動への助成。
--	---

6 2年度の評価結果 ※必要に応じて展開方向ごとに記載

(1) 施策の全体総括 (成果実績やコスト、見直しを要する事務事業等) ※基本的に展開方向ごとに記載

総合基本計画に照らして評価する (目的達成のための事務事業が適切か、事務事業の実施方法は適切か)

○成果実績

〔展開方向1〕幼児期からの教育推進

・令和2年度より、幼児教育推進事業の実施主体を事業団とし、市としては補助金を支出する形としている。実施主体が移管された後についても、人材については、これまで「こすき」に関わってきた職員を事業団へ派遣または事業団で採用し、事業の継続性を保つことができている。

・幼保小の連携に関し、東京都の研究協力地区の指定も受けたことから、教育委員会とも密に連携し、北地域の小学校や保育園、幼稚園でモデル的に交流をし、意見交換を行うことができた。また、市内全体の小学校、保育園、幼稚園に幼保小連携に関するアンケートを実施し、連携の実態や課題を抽出することができた。

〔展開方向2〕ありのままの自分でいられる場所づくり

・子ども本人からのメールや手紙での相談が増えたため、子どもの人権オンブズマンは相談者と丁寧なやり取りを行い、子ども一人ひとりの人権を尊重するとともに人権意識を深め、子どもの人権侵害の救済や子ども自ら問題解決に臨む力の育成を図った。

・生きづらさを感じる女性を支援するための「ひきこもり女子会」について、市長会の助成を受け清瀬市と広域連携で開催した。実施を通じ、新たに調布市の連携協力を得られ、対象者への支援を拡大することができた。

・子ども家庭部、健康福祉部、教育委員会を対象とした、不登校支援のためのスーパーバイズ研修の実施を通じ、具体的な支援内容について、3部で検討を進める素地ができつつある。

〔展開方向3〕すべての子どもが分け隔てなく過ごせる環境づくり

・くにたち子育てサポート窓口(くにサポ)において、妊娠・出産・子育てに関する各種相談に応じ、必要に応じて社会資源の紹介や保健医療又は福祉などの関係機関との連絡調整をはかるなど、包括的な支援を行った。

・くにたち発達支援センターの開設に伴い、相互の連携を図るための在り方について協議した。

・市の通所事業の終了に伴い、就学に向けた相談支援体制の在り方を検討した。

・市内の保育園、幼稚園、学童への巡回相談や保護者の対応力の向上のためのペアレントプログラムの拡充を図った。

〔展開方向4〕子どもたちが主体的に学び成長できる場所づくり

・新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、令和2年3月2日より5月31日まで小学校は臨時休業となったが、その間、学童保育所については、感染症対策を講じながら、1日保育を実施し、子どもたちの育成環境を確保するとともに、多様なライフスタイルに対応した子育て環境づくりに繋がれた。

・緊急事態宣言中は児童館は閉館としたが、公園等を見回り子どもたちを見守るとともに、自宅で遊べる工作キットを新規に作成し配布したり、自宅遊びに繋がる動画を作成しYoutubeチャンネルで配信を行うことを通じて、コロナ禍で抑圧される児童・生徒の元気に繋がる支援ができた。

・児童館における中高生の居場所事業の充実と方向性について精査することを目的に、中高生ローカルセッション事業を実施。中高生による実行委員会を立ち上げ、イベント実施の試みにより、子どもたちの学びや体験機会の提供ができた。

・新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受ける子どもたちが安心して集い、食事のできる子ども食堂を推進することを目的に「子どもの食応援事業」を実施し、子ども食堂などに補助金を交付し、市内の食堂をマップ化して周知した。

・子どもの居場所の充実のために、子どもの居場所事業補助金を交付した。また、居場所事業を実施する団体による中間報告会と、子ども食堂団体の交流会を実施した。

・新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により夏休み中の旅行等体験を制限された児童のために、公共施設を巡るスタンプラリー事業を実施した。

○改善余地のある事項・課題等

・幼保小連携について、研究協力地区としてモデル的に取り組んでいる内容を今後、どのような形で市全体へ展開して行くのか、検討する必要がある。

・しょうがいしゃ支援課や教育委員会等と連携しながら、医療的ケア児のライフステージに沿った支援を展開していく必要がある。

・教育委員会や健康福祉部、生活環境部と連携しながら、外国にルーツを持つ子育て家庭の支援を展開していく必要がある。

(2) 施策の2年度における総合評価

B	成果実績数値の評価(A～E)に、4(3)及び6(1)の定性的要素を加味した評価 A:目標とする成果を挙げており、社会的要請にも十分応えられている。 B:一定の成果を挙げているが、向上・改善の余地がある。 C:成果向上のため、一層の努力が求められる。 D:成果に乏しく、改善が急務である。事業の一部に見直しが必要である。 E:現状の事業では施策の目的を達成することが困難であるため、抜本的な見直しを要する。
---	--

7 施策の課題・今後の方向性 ※必要に応じて展開方向ごとに記載

(1) 4年度の取組方針

〔展開方向1〕

・幼児教育センター事業開設に向けた具体的な検討。

・幼保小連携研究協力地区研究成果の中間発表。

・子育て広場「こすき」の(仮称)矢川プラスでの展開に向けた事業内容の検討。

〔展開方向2〕

・子どもが自由に出入りでき、子どもの居場所となる相談室設置の検討。

・(仮称)子ども基本条例の策定。

〔展開方向3〕

・令和5年度に子ども家庭支援センターの虐待対応機能を本庁に移すことや、子育て広場を矢川プラス内に移設することについて、具体的な検討・準備を進める。

〔展開方向4〕

矢川プラス内の児童館の整備方針と共に、市域における児童館を中心とした子どもの居場所のあり方について、方向性を検証。

(2) 中期的な取組方針 (概ね実施計画期間を想定)

・幼児教育センターでの5本の柱(実践・研究・研修・啓発・推進・発達支援・連携)の事業展開により、市全体の幼児教育水準の向上を図り、まちぐるみ・地域ぐるみで子どもたちを育てる環境づくりを推進する。

・矢川プラス内の児童館も含めた市内児童館を中心とした、市域全体での子どもの居場所、遊びのネットワークを構築する。